

各都道府県総務担当部長 様

総務省自治行政局市町村体制整備課長

市の廃置分合等についての同意等の基準及び標準処理期間について

「都道府県の加入する一部事務組合等の設置等の許可等の基準及び標準処理期間並びに市の廃置分合等についての同意に係る標準処理期間について」（平成12年3月31日付け自治振第52号・自治整第20号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長・自治省行政局行政体制整備室長通知）の全部を改正し、地方自治法（昭和22年法律第67号）又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）の規定に基づき総務大臣が市の廃置分合等について同意等をする際の基準及び標準処理期間を、地方自治法第250条の2及び第250条の3の規定に基づき、別紙1-1から3-2までのとおり定めましたのでお知らせします。

各都道府県におかれましては、この旨を貴都道府県内の地方公共団体に対して周知されるようお願いいたします。また、各都道府県におかれましても、地方自治法又は合併特例法の規定に基づき都道府県知事が都道府県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可等をする際の基準を定める必要があることを申し添えます。

(別紙 1 - 1)

市の廃置分合等についての同意の基準

○ 総務大臣は、市の廃置分合等について次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、同意を行うものとする。

第 1 市の廃置分合についての同意の基準（地方自治法第 7 条第 2 項関係）

- ① 市の廃置分合の申請又は協議の申出が地方自治法に定められた手続によりなされていないこと。
- ② 設置されるべき市が地方自治法第 8 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないこと。（合併特例法第 7 条の適用がある場合を除く。）

第 2 町村を市とする処分等についての同意の基準（地方自治法第 8 条第 3 項関係）

- ① 町村を市とする処分等の申請又は協議の申出が地方自治法に定められた手続によりなされていないこと。
- ② 市となるべき町村が地方自治法第 8 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないこと。

(別紙 1 - 2)

市の廃置分合等についての同意に係る標準処理期間

第 1 市の廃置分合についての同意に係る標準処理期間（地方自治法第 7 条第 2 項関係）

おおむね 3 月

第 2 町村を市とする処分等についての同意に係る標準処理期間（地方自治法第 8 条第 3 項関係）

おおむね 3 月

(注) これらの処分は、総務大臣の同意後、都道府県議会の議決を経て総務大臣の告示によりその効力を生ずるので、その旨を勘案してスケジュールの調整を図ること。

(別紙 2 - 1)

都道府県の加入する一部事務組合等の設置等の許可等の基準

- 総務大臣は、都道府県の加入する一部事務組合等の設置等について次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可等を行うものとする。

第 1 組合の設置の許可の基準

1 都道府県の加入する一部事務組合の設置の許可（地方自治法第 284 条第 2 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものの設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

2 都道府県の加入する広域連合の設置の許可（地方自治法第 284 条第 3 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 地方自治法第 284 条第 4 項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと（都道府県の加入する広域連合の設置の許可の場合に限る。）。
- ③ 規約の内容が違法であること。
- ④ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

3 数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合の設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、町村の事務の全部又は役場事務の共同処理が著しく不適當であると認められること。

第 2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可の基準

都道府県の加入する一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 286 条第 1 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものを組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、都道府県の加入する広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものを組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合を組織する町村の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 地方自治法第 291 条の 3 第 2 項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと（都道府県の加入する広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可の場合に限る。）。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の

数を増減することが著しく不適當であると認められること。

第3 組合が処理する事務の変更の許可の基準

都道府県の加入する一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第286条第1項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものが共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）、都道府県の加入する広域連合が処理する事務の変更の許可（地方自治法第291条の3第1項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものが処理する事務の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）、数都道府県にわたる役場事務組合が共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと（都道府県の加入する広域連合が処理する事務の変更の許可の場合に限る。）。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。

第4 組合の規約の変更の許可の基準

都道府県の加入する一部事務組合の規約の変更の許可（地方自治法第286条第1項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものの規約の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可（地方自治法第291条の3第1項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの規約の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合の規約の変更の許可（地方自治法第293条第1項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと（都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可の場合に限る。）。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。

第5 組合の解散の許可の基準

都道府県の加入する広域連合の解散の許可（地方自治法第291条の10第1項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの解散の許可（地方自治法第293条第1項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合の解散の許可（地方自治法第293条第1項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 地方自治法第291条の10第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと（都道府県の加入する広域連合の解散の許可の場合に限る。）。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不適當であると認められること。

第6 地方開発事業団に係る認可の基準

1 都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の設置の認可（地方自治法第298条第2項関係）

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。

- ② 規約の内容が違法であること。
 - ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方の総合的な開発計画に基づく事業を地方開発事業団に委託して総合的に実施することが、著しく不適當であると認められること。
- 2 都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の設置団体の数の増減の認可（地方自治法第298条第2項関係）**
- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
 - ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方開発事業団の設置団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。
- 3 都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の規約の変更の認可（地方自治法第298条第2項関係）**
- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。
 - ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。

(別紙 2 - 2)

都道府県の加入する一部事務組合等の設置等の許可等に係る標準処理期間

第 1 組合の設置の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【組合の設置の許可】

都道府県の加入する一部事務組合の設置の許可（地方自治法第 284 条第 2 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものの設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、都道府県の加入する広域連合の設置の許可（地方自治法第 284 条第 3 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合の設置の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

おおむね 3 月

第 2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可】

都道府県の加入する一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 286 条第 1 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものを組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、都道府県の加入する広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものを組織する地方公共団体の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合を組織する町村の数の増減の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

おおむね 3 月

第 3 組合が処理する事務の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【組合が処理する事務の変更の許可】

都道府県の加入する一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第 286 条第 1 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものが共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、都道府県の加入する広域連合が処理する事務の変更の許可（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものが処理する事務の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、数都道府県にわたる役場事務組合が共同処理する事務の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）

おおむね 3 月

第 4 組合の規約の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【組合の規約の変更の許可】

都道府県の加入する一部事務組合の規約の変更の許可（地方自治法第 286 条第 1 項関係）、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものの規約の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの規約の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合又は役場事務組合の規約の変更の許可（地方自治法第 293 条第 1 項）

おおむね 3 月

第5 組合の解散の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【組合の解散の許可】

都道府県の加入する広域連合の解散の許可（地方自治法第291条の10第1項関係）、市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものの解散の許可（地方自治法第293条第1項関係）、数都道府県にわたる全部事務組合の解散の許可（地方自治法第293条第1項関係）

おおむね3月

第6 地方開発事業団に係る認可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

【地方開発事業団に係る認可】

都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の設置の認可（地方自治法第298条第2項関係）、都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の設置団体の数の増減の認可（地方自治法第298条第2項関係）、都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団の規約の変更の認可（地方自治法第298条第2項関係）

おおむね3月

(別紙 3 - 1)

数都道府県にわたる市町村の合併における合併特例区の設置の認可の基準

○ 総務大臣は、数都道府県にわたる市町村の合併における合併特例区の設置について次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、認可を行うものとする。

第 1 すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときにおける合併特例区の設置の認可の基準（合併特例法第 28 条第 1 項関係）

- ① 合併特例法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 事務の効果的な処理又は地域の住民の生活の利便性の向上等を図り、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資するという合併特例区の設置の目的に明らかに反すると認められること。

(別紙 3 - 2)

数都道府県にわたる市町村の合併における合併特例区の設置の認可に係る標準処理期間

第 1 すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときにおける合併特例区の設置の認可に係る標準処理期間（合併特例法第 28 条第 1 項関係）

おおむね 3 月